

平成 29 年度事業計画

基本方針

2015 年農林業センサスによると、本県の基幹的農業従事者数（販売農家）は 51,235 人、このうち 60 歳以上の従事者数は 40,538 人で、79%を占めている。今後、10 年、20 年先には、さらに高齢化が進み、耕作できなくなった農地の荒廃化が懸念されることから、将来を担う農業者への農地の集積、集約化と、担い手農業者の育成、確保が喫緊の課題である。

このため、平成 29 年度も農地中間管理事業による農地の集積、集約化、新規就農者の育成、確保、企業参入の推進などの新たな担い手の育成に取り組み、農地政策と担い手政策を着実に展開し、将来にわたり安定した静岡県農業の実現を図る。

農地中間管理事業については、県、市町などの関係機関とともに人・農地プランの作成・見直し、重点実施区域の設置、農地耕作条件改善事業等の農業基盤整備事業などを推進する。推進に当たっては、県、市町、農協だけではなく、農業委員会、土地改良区等とも連携して取り組んでいく。特に、平成 27 年 9 月の「農業委員会等に関する法律」の改正により、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の義務事業となったことから、農地利用最適化推進委員と密接に連携し、事業に取り組んでいく。

また、樹園地での農地中間管理事業の推進のため、果樹においては県内各地の産地協議会に公社が参画して農業者の情報収集などを進める。茶においては、茶園集積推進事業や農地耕作条件改善事業を活用し、茶園の集積、集約化を進める。

さらに、農地中間管理機構の特例事業として、農地売買等事業を実施し、農業経営の規模拡大、農地の面的集積を促進する。

農地中間管理事業の取組を確実に進めるために、現在の駐在 3 か所（東部農林、志太榛原農林、中遠農林）に加え、新たに富士農林、西部農林の 2 か所にも駐在員を各 1 人配置するとともに、本社に 1 人増員することにより、推進体制を一層強化し、平成 29 年度の農地中間管理事業の目標面積 1,000ha の達成を目指す。

農業経営の法人化推進については、企業の農業参入の推進や農業参入法人研究会の事務局として活動支援を行うとともに、農業者の法人化推進のための専門家派遣、農業法人協会の活動支援などに取り組む。

青年農業者等の育成及び確保については、新規就農者の育成、確保のため、青年農業者等育成センター業務として就農相談の実施、新規就農現地見学会の開催などに取り組むとともに、自立就農を目指す青年等を対象に「がんばる新農業人支援事業」を実施する。

指導的農業者等に対する支援では、県農業経営士協会及び県青年農業士会の事務局として、県と連携し各種研修会等の活動を支援する。

I 農用地等の利用の効率化及び高度化に関する事業

1 基本方向

農業経営の規模拡大、農用地の集団化等を促進することによって、農用地等の利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資するため、公益社団法人静岡県農業振興公社（以下、「公社」という。）は、県、市町、農業委員会、農業協同組合等関係機関・団体との円滑な連携体制を築いて、農地中間管理事業及び農地売買等支援事業を進める。

2 事業計画

(1) 農地中間管理事業

農業経営の規模拡大、農用地の集積、集約化及び新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等により農用地の利用の効率化及び高度化を図るため、離農又は規模縮小する農業者から農用地等を借り入れ、担い手農業者に農用地等を貸し付けるとともに、必要に応じて保全管理及び利用条件の改善を行う。

ア 農地中間管理事業計画

(単位：ha)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
農地中間管理権（借受）面積①	72.3	423.4	445.2	1,000
利用権（貸付）面積②	14.9	439.8	405.6	750
作業委託で管理している面積	0	1.2	0	2

※28年度は29年3月末時点の見込み

イ 農地中間管理事業の推進

農地の集積・集約化を推進するため、市町、農協、農業委員会等と連携し、農地中間管理事業に関する啓発、調整及び広報などを行う。

(2) 農地耕作条件改善事業

農地の簡易な基盤整備を実施することにより、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を促進する。

農地耕作条件改善事業計画

(単位：ha、千円)

地区名等	面積	事業費	内容
島田市岸ノ尾山	2.0	10,000	茶園の区画拡大、農作業道
島田市舟木	2.0	10,000	茶園の区画拡大、農作業道
東伊豆町奈良本	2.0	10,000	耕作放棄地の再生

(3) 農地売買等支援事業（農地売買等事業）

農地中間管理機構の特例事業として、農地売買等事業を実施する。農業経営の規模拡大、農地の面的集積を促進するため、離農又は規模縮小する農業者から農用地等を買入れ、その農用地を担い手農業者に売り渡す事業等を積極的に推進する。

ア 農地売買等支援事業計画

(単位:ha)

区 分	買入面積	売渡面積
農地売買等事業	9.3	9.3
公社単独農地集積事業※	2.0	2.0
合 計	11.3	11.3

※（公社）全国農地保有合理化協会の融資要件を満たさないものを公社単独事業で実施

イ 農地貸借事業

(ア) 農地保有合理化作業

農地保有合理化作業は平成 26 年 3 月末をもって廃止されたが、同事業による貸借事業を期間満了まで継続する。

所在地：富士宮市根原 借入（貸付）面積 33,799 m²

期間満了日：平成 29 年 9 月 30 日

(イ) 茶園集積システム推進事業

茶園の基盤整備を行い、認定農業者へ農地を集積し、茶園を農家に貸し付ける。

所在地：掛川市伊達方 借入（貸付）面積 5,987 m²

期間満了日：平成 32 年 3 月 20 日

(4) 果樹経営支援対策事業

果樹園の改植又は新植を各果樹産地協議会と連携し農地中間管理機構が事業主体として実施することにより、農地の流動化の進みにくい果樹園において担い手への農地集積・集約化を促進する。

(単位：a、千円)

地 区	面 積	事業費	内 容
浜松市北区三ヶ日町	20	460	温州みかんの改植
浜松市北区都田町	30	690	温州みかんの改植
静岡市清水区北矢部	10	230	温州みかんの改植

II 農業経営の法人化推進に関する事業

1 基本方向

農業経営の法人化推進のため、新たな担い手としての企業の農業参入、農業者の法人化などを支援する。

2 事業計画

(1) 農業法人等育成対策

企業参入等支援センターを設置し、県や市町、関係機関・団体と連携して、企業の農業参入、農業の法人化等を推進する。

項目	内容
参入企業の掘り起こし、活動支援	・企業参入相談窓口の設置 ・営農プラン策定に関する指導・助言 ・企業参入セミナーの開催 等
企業の農業参入を支援する関係機関との連携	・営農候補地の選定に資する情報収集 ・農地確保、関係機関との連携
農業参入した企業の活動支援	・静岡県農業参入法人研究会の活動支援等 ・企業が栽培技術等を習得できる研修の実施 ・企業の取組強化、スキルアップに係る業務
法人化に向けた専門家の派遣	・農業者や農地所有適格法人を設立して農業参入する法人に、税理士や社会保険労務士などを派遣し、農業の法人化を支援

(2) 静岡県農業法人協会に対する活動支援

静岡県農業法人支援協議会に参画し、静岡県農業法人協会が行う会員の経営力強化に関する活動等を支援する。

III 青年農業者等の育成及び確保に関する事業

1 基本方向

農業従事者の高齢化や農家出身の後継者不足等により地域農業が脆弱化している中で、新規就農者をはじめとした多様な担い手を育成・確保するため、「農業経営基盤強化促進法」に基づく青年農業者等育成センター業務並びに自立就農を志す青年等に対し支援等を行う。

2 事業計画

(1) 青年農業者等育成センター業務

ア 就農相談活動

就農啓発や就農相談を行う窓口を設け、新規に就農しようとする青年等を対象に、面談やインターネットによる相談を行う。また、全国段階で開催される就農相談会等に参加し、就農相談や情報提供に努める。

また、無料職業紹介事業にも取り組み、農業法人等への就職希望者への職業紹介を行う。

イ 関係機関との連携による就農促進

市町で開催される青年等就農計画認定会議や特別融資制度推進会議、国や、県で開催される就農関係会議等に参加し、新規就農者の育成・確保をはじめとした就農対策の推進を図る。

ウ 青年農業者の交流促進

農家後継者を中心とした農業青年クラブの諸活動を支援し、青年農業者の交流促進を図る。

(2) 青年等の自立就農支援

ア がんばる新農業人支援事業の実施

静岡県内で自立就農を目指す青年等を対象に、先進的な農業経営者のもとで農業技術や経営ノウハウ等を習得するための実践的な研修（1年間）を行うため、研修生の募集や研修受入先の地域受入連絡会等の支援を行う。

(ア)研修生の募集人数 30人

(イ)研修内容

①新人材育成タイプ

*研修対象者

概ね45歳未満の非農家出身者または第2種兼業農家出身者

*研修メニュー

・地域受入型

研修受入先である地域受入連絡会（研修受入農家、農協、市町、農業委員会、県等で組織）が、地域での就農に向けた実践研修や就農準備等の支援を実施し、研修終了後は研修地域で就農する。

・農業法人等受入型

研修受入先である農業法人等が、「のれん分け」等による就農に向けた実践研修や就農準備等の支援を実施し、研修終了後は県内で就農する。

②後継者強化タイプ

*研修対象者

概ね 45 歳未満の兼業農家後継者（Uターン就農者等）

＊研修メニュー

研修受入先である農業法人等が、「新規作目の導入」や「加工・販売等の新規事業の立ち上げ（6次産業化）」に係る実践研修や就農準備等を支援し、兼業農家後継者の経営の強化を促進する。

IV 指導的農業者等に対する支援に関する事業

1 基本方向

地域農業の指導的役割を担っている静岡県農業経営士協会と静岡県青年農業士会などの諸活動を支援する。

2 事業計画

静岡県農業経営士協会と静岡県青年農業士会の事務局として、総会・理事会の開催、運営など組織活動の支援を行う。

農業経営士、青年農業士の資質向上と会員相互の情報交換を行うため、研修会の開催など諸活動を支援する。